

# 公益財団法人 溶接接合工学振興会 【金澤賞】に関する規定

平成 16 年 3 月 24 日 制定

1. この規定は、故金澤 武氏の遺志を体し、本財団に金澤賞を設け、その施行に関し取り決める。
2. 金澤賞は、毎年1回、溶接接合工学の分野における中堅の技術者に授与する。
3. 受賞候補者は、本会会員に限らない。
4. 受賞候補者は、本会会員会社及び理事会が認める関連団体並びに本理事会の推薦によるものとする。
5. 受賞候補者については、別に定める審査委員会を組織して、受賞者を審査する。
6. 受賞者は、理事会の承認により決定する。
7. 金澤賞は、賞状及び副賞を贈呈する。
8. この規定の改廃は、理事会の決議による。

以上